

## 七飯町介護保険料に係る延滞金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七飯町介護保険条例施行規則（平成12年規則第30号。以下「規則」という。）第32条第2項の規定に基づき、第1号被保険者の介護保険料に係る延滞金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の減免の理由)

第2条 規則第32条第1項に規定する延滞金を納付することが困難であると町長が認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 七飯町介護保険条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- (3) その他町長が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、延滞金の額が1,000円未満となる場合は、延滞金を減免することができるものとする。

(申請)

第3条 前条第1号に該当する見込みにより延滞金の減免を受けようとする者は、介護保険料延滞金減免申請書（別記様式）に添えて、次の各号に掲げる減免の理由に応じて当該各号に掲げる書類を町長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 条例第9条第1項第1号に該当するとき 罹災証明書
- (2) 条例第9条第1項第2号から第4号までに該当するとき 世帯の生計を主として維持する者の確定申告書の写し又は収入を確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(減免の通知)

第4条 町長は、前条第1項の規定による延滞金の減免の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、申請を承認し、又は却下する旨を速やかに決定し、当該申請をした者に通知しなければならない。

(決定の取消し)

第5条 町長は、減免の承認の決定を受けた者が、その後において当該決定に係る理由が消滅した場合は、当該決定を取り消し、当該決定に係る延滞金を徴収することができる。

2 町長は、前項の規定に基づき減免の承認の決定を取り消したときは、当該減免の承認を受けていた者に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月2日から施行する。

別記様式

介護保険料延滞金減免申請書

七飯町長 様

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり、介護保険料に係る延滞金の減免を申請します。

被保険者氏名		被保険者番号	
被保険者住所等 ※申請者と同じ場合は記載不要	〒 _____  電話番号 :		
申請理由	該当条項 : 条例第9条第1項第 _____ 号		
減免申請額	延滞金額 _____ 円 減免額 _____ 円	減免申請期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日分から _____ 年 _____ 月 _____ 日分まで